

日本ジオパークエリア変更（10%未満）／名称変更申請要領

日本ジオパーク委員会

日本ジオパークに認定されている地域がエリアを変更する場合、日本ジオパーク委員会に以下の通り申請すること。

1. エリア変更

(1) 変更する面積が既存のジオパークエリアの10%未満の場合

変更の決定後、できるだけ早く『ジオパークのエリア変更（10%未満）申請書／名称変更申請書』をJGC事務局へ提出すること。提出は随時受け付ける。

(2) 変更する面積が既存のジオパークエリアの10%以上の場合（陸域の場合）

新規認定扱いとなるため、日本ジオパーク認定申請要領に従い、しかるべき時期（4月下旬）に必要な書類をJGC事務局へ提出すること。

(3) 変更する面積が既存のジオパークエリアの10%以上の場合（水域の場合）

海、湖沼等の水域の範囲を変更する場合においては、変更面積が既存エリアの10%を超えても、新規認定申請扱いとせず、『ジオパークのエリア変更（10%未満）申請書／名称変更申請書』を提出するものとする。提出は随時受け付ける。

※変更面積のパーセンテージは陸域のみの面積で計算する

【変更面積のパーセンテージの計算】

$(\text{拡大・縮小する陸域面積}) \div (\text{既存のジオパークエリアの陸域面積}) \times 100$

⇒10%未満 (1)

⇒10%以上 (2)

2. 名称変更

変更の決定後、できるだけ早く『ジオパークのエリア変更（10%未満）申請書／名称変更申請書』をJGC事務局へ提出すること。提出は随時受け付ける。